

令和5年度青森県原子力施設  
環境放射線等監視評価会議合同会議

議 事 録

1 開催日時 令和5年8月28日(月)14:00~16:00

2 開催場所 ホテル青森 3階 孔雀の間

3 議 事

- (1) 原子力施設環境放射線調査結果について  
(令和4年度第4四半期報、令和4年度報)
- (2) 東通原子力発電所温排水影響調査結果について  
(令和4年度第4四半期報、令和4年度報)

4 報告事項

原子力災害対策指針補足参考資料の改訂を踏まえた対応について

5 その他

- (1) 令和4年度原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業について
- (2) 原子燃料サイクル事業の現在の状況について
- (3) 東通原子力発電所の現在の状況について
- (4) リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

発言者等	発言内容等
<p style="text-align: center;"><b>司会</b> 原子力安全対策課 工藤副参事</p>	<p>定刻となりましたので、これより令和5年度青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議合同会議を開会いたします。 開会にあたりまして知事から御挨拶申し上げます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>宮下知事</b></p>	<p>御紹介いただきました。改めて、青森県知事に就任いたしました、宮下宗一郎です。 皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。 令和5年度青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議合同会議に皆様御出席、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。 昨今の原子力行政を取り巻く環境、県内を見ましても、稼働、再稼働も至っていないという状況が長く続いているところではございます。 ただ、その一方で、今回の福島第一原子力発電所からのALPS処理水の放出の全国の様子や、あるいは、世界的なこの反応を見ますと、この監視・評価というものの重要性というものは、今まで以上に、私自身が感じているところでありまして、また、皆さんも感じ取っていただけるんだ、というふうに考えています。 そうした中で、これから六ヶ所も、あるいは東通も、更にはむつも、核燃料サイクルの事業が確立されるに従って、この事業が動いていく場合には、この監視・評価というものはさらに重要性が高まってくるというふうに思いますし、より分かりやすく、県民の皆様、国民の皆様に発信していく必要性もあるのかなというふうに私自身は感じてございます。 恒例の会議というふうにはなろうかと思いますが、昨年度1年間の評価結果についての報告や現状についての、今日は様々な報告があろうかと思いますが。 どうぞ皆様、忌憚のない御意見をいただき、この分野における県政の発展にも大きく御貢献いただくことを心からお祈り申し上げます。 私からの御挨拶とさせていただきます。 皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。 ありがとうございました。</p>
<p style="text-align: center;"><b>司会</b></p>	<p>誠に申し訳ありませんが、知事は所用のためここで退席させていただきます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>宮下知事</b></p>	<p>皆さん、よろしくお願ひいたします。 ありがとうございます。</p>

発言者等	発言内容等
<p align="center"><b>司会</b></p>	<p>会長が退席しましたので、副会長の小谷副知事に議長をお願いいたします。</p>
<p align="center"><b>議長</b> 小谷副知事</p>	<p>副知事の小谷でございます。  それでは、会長に代わり、本日の会議の議長を務めさせていただきます。  まず事務局から資料の確認をお願いいたします。</p>
<p align="center"><b>司会</b></p>	<p>お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。  上から順に次第、席図、出席者名簿、資料1「会議の状況」、資料2「環境放射線モニタリングの概要」、資料3「原子力施設環境放射線調査報告書（案）令和4年度第4四半期報」、資料4「原子力施設環境放射線調査報告書（案）令和4年度報」、資料5「東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書（案）令和4年度第4四半期報」、資料6「東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書（案）令和4年度報」。  続いて、参考資料1「令和4年度原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価事業について）」、参考資料2「原子燃料サイクル事業の現在の状況について」、参考資料3「東通原子力発電所の現在の状況について」、参考資料4「リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について」。  また、学識経験者の専門家の委員の皆様には、机上資料として環境放射線モニタリング計画、令和4年度のデータ集をお配りしております。  ここまで不足の資料がございましたら、挙手によりお知らせください。  よろしいでしょうか。  なお、資料1につきましては令和5年度第1回評価委員会と、前回の令和4年度監視委員会の内容を取りまとめてございますが、この場での説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。  最後に、委員の皆様におきましては、御発言の際はマイクをお持ちいたしますので、マイクの使用をお願いいたします。  以上でございます。</p>
<p align="center"><b>議長</b></p>	<p>それでははじめに、県と事業者で実施しております環境放射線モニタリングの概要について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p align="center"><b>事務局</b> 原子力安全対策課</p>	<p>原子力安全対策課長の竹ヶ原と申します。</p>

発言者等	発言内容等
竹ヶ原課長	<p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは資料2と記載されました、1枚目のA4横のカラーの資料を御準備ください。</p> <p>県及び事業者が実施している、環境放射線モニタリングの概要について御説明をいたします。</p> <p>はじめに、環境放射線モニタリングの目的ですが、資料の一番上に記載しているとおり、県内原子力施設の周辺環境への影響について監視するものでございます。</p> <p>左側の赤枠内を御覧ください。</p> <p>モニタリングは、大きく環境試料の放射能分析と空間放射線量率の測定に分けられています。</p> <p>環境試料の放射能分析では、県、事業者合わせて年間約30種、約1,200検体の環境試料について、放射性物質等の分析・測定を行っています。</p> <p>一方、空間放射線量率の測定では、県内に設置している測定局において、空間放射線量率、時々刻々の放射線量を1時間当たりで換算したものや気象状況を連続して測定してございます。</p> <p>これらの測定結果を集計・解析した上で、四半期ごとに、それぞれの施設に応じた評価方法に基づいて、施設からの影響の有無や過去の測定値と比べてどの程度の水準であるかなどを検討し、年度ごとに施設に起因する放射線及び放射性物質による周辺住民等の線量を推定評価します。</p> <p>右上の青枠内を御覧ください。</p> <p>このようなモニタリングの結果は、県が設置しました、この会議体であります、青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において、評価・確認をしています。</p> <p>まずは、原子力等の専門家で構成する評価委員会において、専門的技術的な事項を評価し、その後、監視委員会において評価委員会での評価結果について御確認をいただいています。なお、ということになりますが、本日は、評価委員会、監視委員会の合同の会議を開催してございます。</p> <p>また、空間放射線量率については、県のホームページにおいてリアルタイムでデータを公表している他、モニタリング結果全体について、新聞広告やパンフレット、モニタリングつうしんあおもりなど様々な方法で広く県民の皆様へ公開をしております。</p> <p>以上が、青森県の環境放射線モニタリングの概要となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

発言者等	発言内容等
	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事の（１）原子力施設環境放射線調査結果について、事務局と事業者から説明をお願いします。</p>
<p><b>事務局</b> 原子力安全対策課 竹ヶ原課長</p>	<p>それではお手元にお配りしました資料３、それから、資料４によりまして環境放射線の調査結果について御説明をいたします。</p> <p>まず資料３、令和４年度第４四半期報を御覧ください。</p> <p>まずめくっていただきまして、３ページを御覧ください。</p> <p>３ページ、原子燃料サイクル施設についてです。令和４年度第４四半期における環境放射線等の調査結果はこれまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかったという結論を、事務局案としてございます。</p> <p>続きまして２１ページをお願いいたします。</p> <p>２１ページ、東通原子力発電所についてです。令和４年度第４四半期における環境放射線等の調査結果はこれまでと同じ水準であった、東通原子力発電所からの影響は認められなかったという結論を、事務局案としてございます。</p> <p>続きまして３３ページを御覧ください。</p> <p>３３ページ、リサイクル燃料備蓄センターについてです。令和４年度第４四半期における環境放射線等の調査結果は、これまでと同じ水準であったという結論を、事務局案としてございます。</p> <p>これらの調査項目ごとの説明はこの後、資料４の令和４年度報において、年間をとおしての調査結果とあわせて御説明させていただきます、後ほど併せて評価・確認をお願いいたします。</p> <p>資料３、令和４年度第４四半期報の説明は以上となります。</p> <p>続きまして資料４をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料４について御説明いたします。</p> <p>表紙をめくっていただいて前書き、次のページに目次、そして、その次のページでは、この報告書内で用いている語句・記号の解説を記載してございます。</p> <p>次からが調査結果ということになります。</p> <p>１枚めくっていただいて、２ページをお願いいたします。</p> <p>１調査概要です。実施者は青森県原子力センター及び日本原燃株式会社です。期間は令和４年４月から令和５年３月までの１年間です。内容、測定方法、評価方法については記載のとおり、報告書の後半部分に資料としてまとめて記載しております。</p> <p>３ページをお願いいたします。</p>

発言者等	発言内容等
	<p>2の調査結果といたしまして、令和4年度における環境放射線等の調査結果は、これまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかったという結論を事務局案としてございます。</p> <p>それでは調査項目ごとに御説明をいたします。</p> <p>1ページめくっていただいて4ページのグラフを御覧ください。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストによる空間放射線量率の測定結果でございます。例えば4ページの千歳平局を御覧いただければと思いますが、第3四半期及び第4四半期において、過去の測定値の範囲を上回る測定値がありましたが、これは降雨雪とともに落下した天然放射性核種の影響によるものと考えられてございます。同様の結果が、東通村の砂子又局、それから、東北町役場局、東北町分庁舎局それから三沢市役所局において、認められてございます。</p> <p>また、8ページをお願いいたします。</p> <p>8ページの東北分庁舎局において、過去の測定値の範囲を下回る測定値がありました。これは、積雪の影響によるものと考えてございます。これらについて、空間放射線量率は、降雨雪時に雨や雪に取り込まれて地表面に落下した、放射性物質であるラドンの壊変生成物の影響により上昇することがあります。また、今回の平常の変動幅及び過去の測定値の範囲を上回った測定値は、全てこの降雨雪によるものと考えてございます。</p> <p>また、空間放射線量率は、積雪により、大地からの放射線が遮へいされることにより低下することがございます。今回、平常の変動幅及び過去の測定値の範囲を下回った測定値は積雪の影響によるものと考えてございます。</p> <p>なお、ということになります。第4四半期に尾駁局、千歳平局、平沼局、泊局及び吹越局において、空間放射線測定器を更新したほか、一部の地点では、空間放射線測定器周辺で工事を実施してございます。機器更新と前後の測定値に大きな変化はないと考えております。その測定値の検討結果については50ページの付1に詳細を取りまとめております。これは、後ほど御説明をいたします。</p> <p>次のページ、9ページをお願いいたします。</p> <p>図1-3 モニタリングカーによる測定結果について記載をしてございます。走行測定において、第4四半期に3ルートにおいて過去の測定値を下回る測定値がございました。これは先ほど御説明</p>

発言者等	発言内容等
	<p>したとおり、積雪の影響と考えてございます。</p> <p>続きまして 10 ページをお願いいたします。</p> <p>10 ページ、図 1-4 RPLD による積算線量の測定結果については全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>11 ページをお願いいたします。</p> <p>11 ページからは環境試料中の放射能の測定結果について取りまとめています。表 1-2 大気浮遊じん中の全 <math>\alpha</math> 及び全 <math>\beta</math> 放射能測定結果については、平常の変動幅の範囲内でした。表 1-3 大気中の気体状 <math>\beta</math> 放射能測定結果については、全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>1 枚めくっていただいて 12 ページをお願いいたします。</p> <p>表 1-4 大気中のヨウ素-131、測定結果については全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>また 1 ページめくっていただきまして、13 ページをお願いいたします。13 ページの表 1-5 には、<math>\gamma</math> 線放出核種分析のうち、セシウム-137 の測定結果を記載してございます。セシウム-137 については、表土（比較対照（青森市））の測定値が平常の変動幅を下回りましたが、過去の大気圏内核実験等に起因するセシウム-137 の自然変動によるものと考えられます。その他の人工放射性核種については、全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>次のページ 1 枚めくっていただきまして、14 ページをお願いいたします。</p> <p>14 ページの表 1-6 トリチウム分析結果については全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>次のページ、15 ページをお願いします。</p> <p>15 ページの表 1-7、炭素-14 分析結果については、精米（比較対照（青森市））の比放射能、これは炭素 1 g 当たりの放射エネルギーですが、平常の変動幅を下回りましたが、これは環境試料の比放射能が減少傾向にあり、過去の大気圏内核実験等に起因する炭素-14 の自然変動によるものと考えてございます。</p> <p>1 枚めくっていただいて 16 ページをお願いいたします。</p> <p>16 ページの表 1-8 ストロンチウム 90 分析については、全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>17 ページをお願いいたします。</p> <p>17 ページの表 1-9 ヨウ素 129 については、全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>1 ページめくっていただきまして 18 ページをお願いいたします。</p>

発言者等	発言内容等
	<p>18 ページ、表 1-10-1 プルトニウム分析結果については、全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>20 ページをお願いいたします。</p> <p>表 1-11 のアメリシウム-241 分析結果については、全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>表 1-12 キュリウム-244 分析結果については、全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>次ページ、21 ページをお願いいたします。</p> <p>表 1-13 ウラン分析結果については全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>1 ページめくっていただきまして、22 ページには、環境試料中のフッ素について記載してございます。測定結果については、表 1-14 及び下の表 1-15 に示すとおり、平常の変動幅の範囲内でございます。</p> <p>続きまして、23 ページをお願いいたします。</p> <p>ここでは年間の線量の推定評価を行ってございます。令和 4 年度 1 年間の施設付近の放射線及び放射性物質による周辺住民等の線量の推定評価結果を示しています。</p> <p>(1) 測定結果に基づく線量ですが、施設起因の線量の推定評価については、今年度は施設寄与が認められなかったため省略いたしました。</p> <p>(2) 放出源情報に基づく線量につきましては令和 4 年度、1 年間の再処理工場からの放出実績をもとに、推定・評価した結果を下の表 1-16 に示してございます。結果は 0.001 ミリシーベルト未満であり、法令に定める線量限度、年間 1 ミリシーベルトを十分に下回ってございました。</p> <p>24 ページをお願いいたします。</p> <p>24 ページが今年度の総合評価ということになります。</p> <p>(1) 令和 4 年度の環境放射線等調査結果につきましては、これまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかった。</p> <p>(2) 施設起因の線量、線量の推定・評価の①測定結果に基づく線量につきましては、令和 4 年度の測定結果に基づき実施する施設起因の線量の推定評価については、施設寄与が認められなかったため省略した。②放出源情報に基づく線量につきましては、令和 4 年度の原子燃料サイクル施設における放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及びフッ素化合物の放出状況はいずれも管理目標値を下回っていた。再処理工場から放出された放射性物質に起</p>



発言者等	発言内容等
	<p>因する実効線量として、令和4年度1年間の放出実績をもとに、推定評価を行った結果は0.001ミリシーベルト未満であり、法令に定める周辺監視区域外の線量限度、年間1ミリシーベルトを十分に下回っていた、とまとめています。</p> <p>(3) 平常の変動幅につきましては、令和4年度の測定結果については、原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリング結果の評価方法に定めている平常の変動幅の設定に用いる、としてございます。</p> <p>以上が、原子燃料サイクル施設にかかる令和4年度の調査結果ということになります。</p> <p>続きまして、東通原子力発電所の調査結果について御説明いたします。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>26ページでございます。1調査概要です。実施者は青森県原子力センター及び東北電力株式会社です。期間、内容、測定方法、評価方法については記載のとおりでございます。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>調査結果といたしまして、令和4年度における環境放射線等の調査結果はこれまでと同じ水準であった。東通原子力発電所からの影響は認められなかったという結論を、事務局案としてございます。</p> <p>続きまして調査項目ごとに御説明いたします。</p> <p>空間放射線の測定結果です。28ページ、次ページからのグラフをお願いいたします。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストによる空間放射線量率測定結果でございます。第3四半期及び第4四半期に砂子又局において、過去の測定値の範囲を上回る測定値がありました。</p> <p>これは降雨雪とともに落下した天然放射性核種の影響によるものと考えてございます。同様に29ページにございます尻労局、及び31ページの小川町局においても同様の結果が得られてございます。</p> <p>続きまして32ページをお願いいたします。</p> <p>32ページの図2-3 RPLDによる積算線量の測定結果については、全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>33ページをお願いいたします。環境試料中の放射能の測定結果です。</p>

発言者等	発言内容等
	<p>表 2-2、大気浮遊じん中の全<math>\beta</math>の測定結果については、全て平常の変動幅の範囲内で、表 2-3、大気中のヨウ素-131 の測定結果については全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>1 枚めくっていただいて 34 ページをお願いいたします。</p> <p>34 ページ、表 2-4 <math>\gamma</math>線放出核種、セシウム-137 の分析結果については、平常の変動幅の範囲内でした。その他の人工放射性核種についても、全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>35 ページをお願いいたします。</p> <p>上の表、ヨウ素-131 分析結果及び下の表 2-6 トリチウム分析結果は全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>1 枚めくっていただきまして、36 ページをお願いいたします。</p> <p>36 ページの表 2-7 ストロニウム-90 分析結果については全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>次のページ 37 ページをお願いいたします。</p> <p>表 2-8-1 プルトニウム-238 分析結果は全て ND であり、平常の変動幅の範囲内でした。次の表 2-8-2 プルトニウム-239+240 の分析結果は全て平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>38 ページをお願いいたします。</p> <p>令和 4 年度における線量の推定・評価です。</p> <p>(1) 測定結果に基づく線量ですが、施設起因の線量の推定評価については施設寄与が認められなかったため、省略いたしました。</p> <p>(2) 放出源情報に基づく線量につきましては、東通原子力発電所から放出された放射性物質に起因する実効線量として、令和 4 年度 1 年間の東通原子力発電所からの放出実績をもとに推定評価した結果を表の 2-9 に示してございます。結果は 0.001 ミリシーベルト未満であって、法令に定める線量限度、年間 1 ミリシーベルトを十分に下回っていました。</p> <p>39 ページをお願いいたします。</p> <p>東通原子力発電所に係る総合評価でございます。</p> <p>(1) 令和 4 年度の環境放射線調査結果につきましては、これまでと同じ水準であった。東通原子力発電所からの影響は認められなかった。</p> <p>(2) 施設起因の線量の推定・評価の①測定結果に基づく線量につきましては、令和 4 年度の測定結果に基づき実施する、施設起因の線量の推定・評価については、施設寄与が認められなかったため省略した。②放出源情報に基づく線量につきましては、令和 4 年の東通原子力発電所における放射性気体廃棄物及び放射性</p>

発言者等	発言内容等
	<p>液体廃棄物の放出状況は、いずれも管理目標値を下回っていた。令和4年度の東通原子力発電所から放出された放射性物質に起因する実効線量として、令和4年度1年間の放出実績を基について評価した結果は0.001ミリシーベルト未満であり、法令に定める周辺監視区域外の線量限度、年間1ミリシーベルトを十分に下回っていた、とまとめてございます。</p> <p>(3) 平常の変動幅につきましては、令和4年度の測定結果については、東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング結果の評価方法に定めている、平常の変動幅の設定に用いる。ただし、大気浮遊じん中の全β放射能測定については、令和5年3月の機器更新により測定方法が変わったため、新たにデータの蓄積を行い、1年以上経過した時点で改めて平常の変動幅を設定する、としています。</p> <p>以上が東通原子力発電所に係る調査結果でございます。</p> <p>続きまして、リサイクル燃料備蓄センターの調査結果でございます。</p> <p>42ページをお願いいたします。</p> <p>1調査概要です。実施者は青森県原子力センター及びリサイクル燃料貯蔵株式会社です。期間、内容、測定方法、評価方法につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>次ページ、43ページをお願いいたします。</p> <p>調査結果といたしまして、令和4年度における環境放射線の調査結果はこれまでと同じ水準であったという結論を、事務局案としてございます。</p> <p>調査項目ごとに御説明いたします。</p> <p>1ページめくっていただきまして、空間放射線の測定結果です。</p> <p>44ページのグラフを御覧ください。モニタリングポストによる空間放射線量率測定結果です。平常の変動を上回った測定値は全て降雨等によるものと考えてございます。</p> <p>次のページ、45ページ、図3-2 RPLDによる積算線量測定結果については、平常の変動幅の範囲内でございます。</p> <p>次ページ、46ページを御覧ください。</p> <p>環境試料中の放射能の測定結果です。表3-2 γ線放出核種、セシウム-137の分析結果については、平常の変動幅の範囲内でした。その他のγ線を放出する人工放射性核種についても全てNDであり、平常の変動幅の範囲内でした。</p> <p>47ページをお願いいたします。</p>

発言者等	発言内容等
	<p>リサイクル燃料備蓄センターの総合評価でございます。</p> <p>(1) 令和4年度の環境放射線調査結果につきましてはこれまでと同じ水準であった。</p> <p>(2) 平常の変動幅の設定につきましては、令和4年度の測定結果については、東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング結果の評価方法を準用し定めている、平常の変動幅の設定に用いる、としてございます。</p> <p>以上がリサイクル燃料備蓄センターに係る調査結果でございます。</p> <p>最後に付について、49ページお願いいたします。</p> <p>本報告書に記載する、付の一覧を示してございます。</p> <p>付1につきましては、機器更新等に伴う、空間放射線量率の影響について、検討結果を記載したものです。機器更新に伴う仕様変更や測定機器周辺での工事による測定結果の変化について、比較検討を行った結果、大きな変化はないことを確認し、現在の平常の変動幅を今後も継続して用いることとしたいと考えてございます。付の詳細の説明につきましては割愛させていただきますが、後ほど、御確認をお願いいたします。</p> <p>付2、3につきましては報告事項の原子力災害対策指針補足参考資料の改正を踏まえた対応で御説明いたします。</p> <p>私からは以上となります。</p>
<p>日本原燃(株) 安全・品質本部 岡村副本部長</p>	<p>はい、日本原燃の岡村でございます。</p> <p>資料3、第4四半期報の分を含めて、資料4に令和4年度の操業結果をまとめておりますので、引き続き資料4令和4年度報を用いまして、原子燃料サイクル施設の操業状況について御説明いたします。</p> <p>それでは資料4の101ページをお開きください。</p> <p>101ページには四角い囲いがございますが、これは後ほど表中に出てまいります、記号の意味を示しております。</p> <p>それでは、次の102ページ及び103ページを御覧ください。</p> <p>ウラン濃縮工場の操業状況でございますが、令和4年度は全て生産運転停止中でした。</p> <p>次の104ページの表は、ウラン濃縮施設における放射性物質及びフッ素化合物の放出状況です。ウラン、フッ素化合物ともに気体、液体とも検出されておりません。また、その下の表のその他施設(研究開発棟)につきましても、全て検出されておりません。</p>

発言者等	発言内容等
	<p>次の 105 ページからは低レベル放射性廃棄物埋設センターの操業状況でございます。令和 4 年度における合計の数値として受け入れ数量は 10,152 本、埋設数量は 9,368 本でした。</p> <p>次の 106 ページは、放射性物質の放出状況でございます。気体液体ともに放出にかかるような作業は発生しておらず、放出実績無しでした。</p> <p>次の 107 ページは地下水中の放射性物質の濃度測定結果です。7 地点の地下水位監視設備でトリチウム、コバルト-60、セシウム-137 を測定しておりますが、いずれも検出されておられません。</p> <p>次の 108 ページは高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの操業状況でございます。令和 4 年度における、ガラス固化体の受入れ数量、管理数量はともに 0 本でした。</p> <p>その下の表の放射性物質の放出状況につきまして、気体の放射性ルテニウム、放射性セシウムはともに検出されておられません。</p> <p>次の 109 ページからは、再処理工場の操業状況でございます。</p> <p>まず、109 ページ及び 110 ページですが、こちらに令和 4 年度における使用済燃料の受入量、再処理量を示しておりますがともに 0 体でした。</p> <p>次の 111 ページの上の表の製品の生産量も令和 4 年度は 0 トンでした。同じく、111 ページの下表は、放射性物質の放出状況のうち、放射性液体廃棄物の放出量です。トリチウム及びヨウ素-129 が検出されております。年度合計の放出量は、トリチウムが <math>3.9 \times 10^9</math> の 9 乗、ヨウ素 129 が <math>4.6 \times 10^6</math> 乗ベクレルであり、これまでとほぼ同等のレベルでした。年度合計値を年間放出管理目標値と比べますと、トリチウムは約 500 万分の 1、ヨウ素-129 は 9,000 分の 1 でございました。</p> <p>次の 112 ページは放射性気体廃棄物の放出量です。トリチウム及びヨウ素-131 が検出されております。年度合計の放出量は、トリチウムが <math>4.5 \times 10^{10}</math> の 10 乗、ヨウ素-131 が <math>1.1 \times 10^7</math> 乗ベクレルであり、これまでとほぼ同等のレベルでした。年度合計値を年間放出管理目標値と比べますと、トリチウムは約 4 万分の 1、ヨウ素-131 は約 2,000 分の 1 でございました。</p> <p>原子燃料サイクルの令和 4 年度における操業状況は以上でございます。</p>
<p><b>東北電力(株)</b> 東通原子力発電所 菅原副所長</p>	<p>続きまして、東北電力の菅原より、東通原子力発電所の運転状況について御説明いたします。</p> <p>こちらにつきましても、資料 3 に第 4 四半期分、それから資料 4</p>

発言者等	発言内容等
	<p>の方に令和4年度報ということでもとめてございますので、資料4で御説明させていただきます。</p> <p>115 ページからが東通原子力発電所の運転状況になってございます。</p> <p>1枚めくっていただきまして116ページ、(1)発電所の運転保守状況でございますが、現在第4回定期事業者検査中のため発電の実績はございません。</p> <p>次に117ページを御覧ください。</p> <p>上の表、放射性物質の放出状況のうち、①放射性気体廃棄物の放出量ですが、希ガス、ヨウ素-131につきましてはいずれも検出されておりませんでした。トリチウムにつきましては年度の合計で<math>9.9 \times 10^9</math>ベクレルとなっております。次に下の表②放射性液体廃棄物の放出量について、でございます。トリチウムを除く全放射能につきましては、年度を通して検出されてございません。トリチウムにつきましては、年度合計で<math>3.2 \times 10^8</math>ベクレルとなっております。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局との事業者から説明があったことについて、皆様方から御質問等ございましたらお願いしたいと思います。</p>
池内委員	<p>資料3についてお聞きしたいと思います。</p> <p>資料3のストロンチウム-90の分析、12ページでございますが、令和4年度の第4四半期は、ほとんどの核種が定量下限値以下になってございますが、ストロンチウム-90の陸上試料の中の井戸水、青森県が1か所、事業者が2か所分析されております。</p> <p>ストロンチウム-90はストロンチウム-90だけにして分析するので、定量下限値もセシウムに比べれば非常に低い0.4になってますが、そのうちの1か所で0.8と検出されてございまして、他の2か所と比べて、この井戸水が検出されやすい、何かこの井戸水に特徴的なところがあるんでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。</p>
議長	御回答をお願いします。
日本原燃(株) 安全・品質本部 岡村副本部長	<p>日本原燃の岡村でございます。</p> <p>こちらの井戸水、民家の前にある井戸水でございまして、これまでも、過去の測定値の範囲としては比較的高い値が示されてお</p>

発言者等	発言内容等
	<p>りますので、御指摘のように、何か特別な要因というのは、特定はできてないですけども、民家の前にあって、比較的その近辺周辺の影響を受けやすいのではないかと考えております。</p>
<p>池内委員</p>	<p>井戸の深さとかはわからないですか。他の2か所の。</p>
<p>日本原燃(株) 安全・品質本部 岡村副本部長</p>	<p>非常に浅いところがございます。上から見てみて、水面が見えるくらい浅い位置でございます。</p>
<p>池内委員</p>	<p>他の2か所に比べたら浅いということで。</p>
<p>日本原燃(株) 安全・品質本部 岡村副本部長</p>	<p>はい。</p>
<p>池内委員</p>	<p>わかりました、ありがとうございます。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。  それでは、ここで、令和4年度の調査結果の評価・確認をいたします。  評価・確認するに当たって、事務局から対象施設ごとの調査結果について、改めて読み上げてください。  まず、原子燃料サイクル施設の調査結果についてお願いします。</p>
<p>事務局 原子力安全対策課 竹ヶ原課長</p>	<p>原子燃料サイクル施設の調査結果について申し上げます。  また、資料3と4を用います。資料3の3ページをお願いいたします。  令和4年度第4四半期の調査結果については、資料3の3ページに記載のとおり、環境放射線等の調査結果はこれまでと同じ水準であり、原子燃料サイクル施設からの影響は認められませんでした。これが、第4四半期でございます。  続きまして、令和4年度1年間の総合評価でございます。  大変恐縮です。資料4の24ページをお願いいたします。  資料4の24ページに記載のとおり、令和4年度の環境放射線等調査結果はこれまでと同じ水準であり、原子燃料サイクル施設からの影響は認められませんでした。  測定結果に基づき実施する施設起因の線量の推定評価については、施設寄与が認められなかったため省略いたしました。令和4年度の原子燃料サイクル施設における放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及びフッ素化合物の放出状況は、いずれも管理目標値</p>

発言者等	発言内容等
	<p>を下回っていました。</p> <p>再処理工場から放出された放射性物質に起因する実効線量として令和4年度1年間の放出実績をもとに推定評価した結果は0.001ミリシーベルト未満であり、法令に定める周辺監視区域外の線量限度、年間1ミリシーベルトを十分に下回っていました。令和4年度の測定結果については、平常の変動幅の設定に用います。</p> <p>以上となります。</p>
議長	<p>それでは、ただいま事務局から示された調査結果について、そのとおり、評価・確認した、ということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのように評価・確認した、ということにいたします。</p> <p>続いて、東通原子力発電所に係る調査結果についてお願いします。</p>
事務局 原子力安全対策課 竹ヶ原課長	<p>東通原子力発電所の調査結果について申し上げます。</p> <p>資料3の21ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年度第4四半期の調査結果については、資料3の21ページに記載のとおり、環境放射線の調査結果はこれまでと同じ水準であり、東通原子力発電所からの影響は認められませんでした。これが第4四半期の調査結果でございます。</p> <p>続きまして、令和4年度になります。</p> <p>また、資料が行き来して、恐縮ですが、資料4の39ページをお願いいたします。4総合評価ということになります。</p> <p>令和4年度の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であり、東通原子力発電所からの影響は認められませんでした。</p> <p>測定結果に基づき実施する施設起因の線量の推定評価については、施設寄与が認められなかったので省略しました。</p> <p>令和4年度の東通原子力発電所における放射性気体、液体廃棄物の放出状況は、いずれも管理目標値を下回っていました。</p> <p>令和4年度の東通原子力発電所から放出された放射性物質に起因する実効線量として、令和4年度1年間の放出実績を基に推定評価した結果は、0.001ミリシーベルト未満であり、法令に定める</p>



発言者等	発言内容等
	<p>周辺監視区域外の線量限度、年間1ミリシーベルトを十分に下回っていました。</p> <p>令和4年度の測定結果については、平常の変動幅の設定に用います。ただし、大気浮遊じん中の全β放射能測定結果については、令和5年3月の機器更新により、測定方法が変わったため、新たにデータの蓄積を行い、1年以上経過した時点で平常の変動幅を設定します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から示された調査結果について、そのとおり評価・確認したということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、そのように評価・確認したことといたします。</p> <p>最後に、リサイクル燃料備蓄センターに係る調査結果についてお願いします。</p>
<p>事務局 原子力安全対策課 竹ヶ原課長</p>	<p>リサイクル燃料備蓄センターに係る調査結果について申し上げます。</p> <p>資料3の33ページをお願いいたします。</p> <p>リサイクル燃料備蓄センターに係る環境放射線の調査結果はこれまでと同じ水準でした。これが令和4年度第4四半期でございます。</p> <p>続きまして、令和4年度1年間の結果でございます。</p> <p>また、資料が行き来して恐縮ですが、資料4の47ページをお願いいたします。</p> <p>リサイクル燃料備蓄センターにかかる令和4年度1年間の総合評価としては、この47ページに記載のとおり、令和4年度の環境放射線調査結果はこれまでと同じ水準でした。令和4年度の測定結果については平常の変動幅の設定に用います。</p> <p>以上となります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から示された調査結果について、そのとおり評価・確認したということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

発言者等	発言内容等
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのように評価、確認をいたします。</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。</p> <p>議事の（２）東通原子力発電所温排水影響調査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 水産総合研究所 中田所長	<p>はい、水産総合研究所所長の中田です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、令和４年度第４四半期及び令和４年度の温排水影響調査結果報告書について御説明いたします。</p> <p>まず、令和４年度第４四半期の調査結果につきまして、第１から第３四半期と同様に、概ね、これまでと同じ水準にありました。</p> <p>詳細は資料５、令和４年度第４四半期報に取りまとめておりますが、調査項目ごとの説明は、資料６、令和４年度報にて年間を通しての調査結果と併せての説明とさせていただきます。</p> <p>資料５、令和４年度第４四半期報の説明は以上です。</p> <p>続いて、令和４年度の調査結果につきましては、資料６東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書令和４年度報を御用意ください。これに基づき御説明いたします。なお、同発電所は、運転停止中であり、温排水が出ていない状態での調査結果です。</p> <p>表紙をめくりいただいて、はじめに、もう１枚めくっていただくと目次となっております。さらに１枚めくっていただいて、１ページ目を御覧ください。調査概要を記載しております。調査機関は青森県及び県産業技術センター水産総合研究所と東北電力株式会社です。調査期間は、県、東北電力ともに、令和４年４月から令和５年３月までの１年間となっております。</p> <p>調査項目については、表の１-１、２ページ目の表の１-２のとおりです。調査位置については３ページから９ページ、調査方法及び分析方法については、１０ページから１２ページのとおりで、これまでと同様です。</p> <p>１３ページからは調査結果となります。まず、青森県実施分について御説明いたします。</p> <p>初めに水温です。表の２-１を御覧ください。全体の水温は、第１四半期が 10.8℃から 13.5℃、第２四半期は 19.3℃から 23.0℃、第３四半期は 11.9℃から 12.7℃、第４四半期は 7.5℃から 9.1℃の範囲でした。水温はいずれも経年の変動の範囲内でした。各四半期の調査点ごとの水温については、表層の水平分布図を 14 ペー</p>

発言者等	発言内容等
	<p>ジと 15 ページに、鉛直分布図を 16 ページから 19 ページに示しておりますので、後ほど御覧ください。</p> <p>20 ページをお願いします。次に塩分です。表の 2-2 を御覧ください。全体の塩分は、第 1 四半期が 33.8 から 33.9、第 2 四半期は 33.6 から 33.9、第 3 四半期は 33.7 から 33.8、第 4 四半期は 33.9 から 34.0 の範囲でした。塩分はいずれも経年の変動の範囲内でした。各四半期の調査点ごとの塩分については、表層の水平分布図を 21 ページと 22 ページ、鉛直分布図を 23 ページから 26 ページに示しておりますので、後ほど御覧ください。</p> <p>続いて 27 ページをお願いします。東北電力の実施分について御説明いたします。まず、取放水温度です。28 ページの表の 3-1 を御覧ください。取水口の水温は第 1 四半期が 8.0℃から 16.6℃、第 2 四半期は 16.1℃から 23.2℃、第 3 四半期は 8.7℃から 21.0℃、第 4 四半期は 5.6℃から 10.3℃の範囲でした。放水口の水温は第 1 四半期が 8.3℃から 17.1℃、第 2 四半期は 16.5℃から 23.6℃、第 3 四半期は 9.0℃から 21.3℃、第 4 四半期は 5.8℃から 10.6℃の範囲でした。</p> <p>29 ページをお願いします。続いて、水温です。表の 3-2 を御覧ください。全体の水温は第 1 四半期が 10.4℃から 11.4℃、第 2 四半期は 21.1℃から 22.3℃、第 3 四半期は 13.8℃から 15.1℃、第 4 四半期は 7.3℃から 7.9℃の範囲でした。概ね、これまでの調査結果と同様の範囲となっています。各四半期の調査点ごとの水温については、0.5 メートル層の水平分布図を 30 ページと 31 ページに、鉛直分布図を 32 ページから 35 ページに示しておりますので、後ほど御覧ください。</p> <p>36 ページをお願いします。次に塩分です。表の 3-3 を御覧ください。全体の塩分は第 1 四半期が 33.6 から 33.9、第 2 四半期は 33.0 から 34.0、第 3 四半期は 33.4 から 33.7、第 4 四半期は 33.7 から 33.9 の範囲でした。概ねこれまでの調査結果と同様の範囲となっています。各四半期の調査点ごとの塩分については、0.5 メートル層の水平分布図を 37 ページと 38 ページに、鉛直分布図を 39 ページから 42 ページに示しておりますので、後ほど御覧ください。</p> <p>43 ページをお願いします。次に流況です。流向は汀線にほぼ平行な流れで、第 1 四半期が北から北北東及び南から南南西に向かう流れ、第 2 四半期は北から北北東及び南南東から南南西に向かう流れ、第 3 四半期は北及び南から南南西に向かう流れ、第 4 四半期は北北西から北北東及び南から南南西に向かう流れが卓越し</p>

発言者等	発言内容等
	<p>ました。流速は第1四半期及び第3四半期並びに第4四半期は1秒当たり30cmまでが大部分を占め、第2四半期は1秒当たり40cmまでが大部分を占めました。44ページと45ページには、各四半期の流向別流速出現頻度を示しておりますので、後ほど御覧ください。</p> <p>次に水質です。46ページから49ページには、水質の調査結果を示しています。49ページを御覧ください。表の3-4のとおり、水素イオン濃度をはじめ、化学的溶存酸素要求量など項目を調べていますが、概ねこれまでの調査結果と同様の範囲となっています。</p> <p>次に底質です。50ページ及び51ページには底質の調査結果を記載しております。51ページを御覧ください。表の3-5のとおり、化学的溶存酸素要求量を初め、4項目を調べていますが、概ねこれまでの調査結果と同様の範囲となっています。</p> <p>52ページをお願いします。次に、卵の調査結果です。表の3-6を御覧ください。出現種類数は、第1四半期が無脂球形不明卵など9種類、第2四半期はウナギ目など11種類、第3四半期はキュウリエソなど6種類、第4四半期は無脂球形不明卵など5種類でした。また、平均個数は1,000立方メートル当たりで第1四半期が982個、第2四半期は3,149個、第3四半期は37個、第4四半期は214個でした。</p> <p>53ページをお願いします。次に稚仔の調査結果です。表の3-7を御覧ください。出現種類数は第1四半期がメバル属など12種類、第2四半期ではネズッコ科など14種類、第3四半期はムラソイなど8種類、第4四半期はタラ科など4種類でした。また、平均個体数は1,000立方メートル当たりで、第1四半期が40個体、第2四半期及び第3四半期は4個体、第4四半期は82個体でした。</p> <p>54ページをお願いします。次に、動物プランクトンの調査結果です。表の3-8を御覧ください。出現種類数は、第1四半期は節足動物など47種類、第2四半期は原生動物など70種類、第3四半期は節足動物など79種類、第4四半期は節足動物など43種類でした。また、平均個体数は1立方メートル当たりで、第1四半期が1万4,934個体、第2四半期は8,180個体、第3四半期は1万385個体、第4四半期は1,739個体でした。</p> <p>55ページをお願いします。次に、植物プランクトンの調査結果です。表の3-9を御覧ください。出現種類数は、第1四半期は黄色植物を中心に52種類、第2四半期は渦鞭毛植物を中心に60種</p>

発言者等	発言内容等
	<p>類、第3四半期はクリプト植物を中心に61種類、第4四半期は黄色植物を中心に50種類でした。平均細胞数は1リットルあたりで、第1四半期が121万2,100細胞、第2四半期は3万3,695細胞、第3四半期は1万5,573細胞、第4四半期は1万9,555細胞でした。</p> <p>56ページをお願いします。次に、海藻草類の調査結果です。表の3-10を御覧ください。出現種はいずれの四半期もサビ亜科など、その種類数は、第1四半期が59種類、第2四半期は58種類、第3四半期は50種類、第4四半期は57種類でした。</p> <p>57ページをお願いします。次に、底生生物の調査結果です。表の3-11を御覧ください。出現種は、いずれの四半期もキンコ科などで、その種類数は第1四半期が10種類、第2四半期は11種類、第3四半期は10種類、第4四半期は11種類でした。平均個体数は1平方メートル当たりで、第1四半期が17個体、第2四半期は10個体、第3四半期は15個体、第4四半期は17個体でした。</p> <p>生物の結果においては、第1四半期における植物プランクトンの平均細胞数が経年で最も高い値となっております。これは、出現した植物プランクトンの74.5%を占めた、キートケロスソシアーレにとって良好な環境要因が整ったために、一時的に細胞数が多くなったと考えられます。</p> <p>その他の項目については、概ねこれまでの調査結果と同様の傾向となっております。</p> <p>1枚めくっていただいて、以降は、平成15年度からの調査結果の取りまとめとなっておりますので、後ほど御覧くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>はい、それでは、ただいま説明のあったことについて、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。はいどうぞ。</p>
久松委員	<p>環境研の久松です。</p> <p>今回の合同会議は、評価委員会と監視委員会の合同ということでございますので、申し上げるんですが、前回の評価委員会において、この報告書のあり方といいますか、わかりやすさについてのコメントに対する回答を、第2回の評価委員会、すなわち、本合同委員会でいただけるものと思っておりましたが、その点はいかがなんでしょうか。</p>

発言者等	発言内容等
<p><b>事務局</b> 水産総合研究所 中田所長</p>	<p>はい、御指摘ありがとうございました。 過去のデータ等を記載した、第4四半期報につきましては、10月下旬開催の、令和5年度の第3回評価委員会で、案を示したいというふうに考えております。</p>
<p><b>久松委員</b></p>	<p>了解しました。若干、日程が後ろに倒れたというわけですね。</p>
<p><b>議長</b></p>	<p>どうぞ。</p>
<p><b>加藤委員</b></p>	<p>今のお話に関連して、わかりやすさっていうのは、どういうお話だったのか、聞かせていただければと思います。</p>
<p><b>事務局</b> 水産総合研究所 中田所長</p>	<p>ありがとうございます。 年間ですね、4回の会議を開催させていただいて、合同会議で1年を通じた報告ということになってるんですが、過去のデータをですね、その旬だけじゃなくて、過去のそういうものと同期のデータを掲載することで、よりわかりやすくなるのではないかとといった御指摘がありましたので、四半期の、過去のデータを掲載してはどうかという御指摘があったので、それを検討していきたいということでございます。</p>
<p><b>議長</b></p>	<p>他にございませんか。 はい、それではただいま東通原子力発電所温排水影響調査に係る令和4年度第4四半期及び令和4年度の温排水影響調査結果について、御報告をいただきました。今後も引き続き調査を継続し、データの収集に努めていただければと思います。 それでは、次に報告事項に入ります。報告事項の1 原子力災害対策指針補足参考資料の改訂を踏まえた対応について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p><b>事務局</b> 原子力センター 奥野所長</p>	<p>青森県原子力センター所長の奥野と申します。よろしくお願いたします。 資料の4を使って、説明させていただきます。 資料4 原子力施設環境放射能調査報告書、令和4年度報の54ページをお開きください。 付2でございます。こちらは令和5年1月30日に開催いたしました令和4年度第4回評価委員会に一度提出した資料です。環境放射線モニタリング計画の改訂について取りまとめたものでございます。 1はじめに、に記載しております、原子力災害対策指針補足参</p>

発言者等	発言内容等
	<p>考資料とは、原子力規制庁が策定したもので、原子力施設周辺の環境放射線モニタリングの実施範囲や実施項目など、最低限の実施事項を示したものです。昨年度の監視委員会では、この補足参考資料が改訂されましたことを踏まえまして、県のモニタリング計画の改訂について検討を行う旨、御報告したところです。今回、検討を終えましたので、対応を御報告するものです。</p> <p>改訂内容は、こちら 54 ページの 2 の (1) 空間放射線量率測定、続きまして、55 ページの (2) 大気浮遊じん及び大気中の放射能測定、めくっていただきまして、56 ページの (3) 積算線量測定、(4) 比較対照地点での測定、57 ページの (5) モニタリングカーの測定、(6) 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えを目的とした調査(環境試料)の全 6 項目ありまして、このうち、(4) から (6) の項目につきましては、令和 4 年度第 2 回評価委員会、(1) から (3) の項目につきましては、令和 4 年度第 3 回評価委員会で御審議いただきまして、評価委員会の委員の皆様から御了承いただいております。57 ページの 3 の今後の対応としまして、令和 5 年 3 月に環境放射線モニタリング計画を改訂いたしました。内容については、令和 5 年度の第 1 四半期の環境放射線モニタリングから適用しております。なお、一部の項目につきましては、機器更新等の時期に合わせて計画を改訂し、順次適用していくこととしております。</p> <p>付 2 につきましては以上です。</p> <p>続きまして、64 ページを御覧ください。付 3 環境放射線モニタリング計画の改訂に伴う線量算出方法の見直しについて、を御覧ください。モニタリング計画の改訂に伴いまして、線量算出方法の見直しも行ってございます。こちらにつきましても、今年 1 月の評価委員会で御審議いただき、委員の皆様から御了承をいただいております。こちらの見直しは、令和 5 年度の調査結果の方から適用いたします。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま説明のあったことについて、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この事項につきましては、改訂されたモニタリング計画に従い、調査を継続していただければと思います。</p> <p>続いて、その他の事項に入ります。質疑に関しては、最後にま</p>

発言者等	発言内容等
	<p>とめて行いたいと思います。</p> <p>まず、原子力規制庁が原子力施設の沖合の漁場において実施している、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業の調査結果について、御説明をお願いしたいと思います。</p> <p>原子力規制庁からお願いいたします。</p>
<p><b>原子力規制庁</b> 松澤調整一係</p>	<p>はい、原子力規制庁放射線環境対策室の松澤と申します。</p> <p>青森県の皆様におかれましては、日頃より、本業務の円滑な実施に御協力をいただき、また、本日は貴重な会議の場にお時間をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>今回は、令和4年度に当庁が実施いたしました、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業のうち、特に青森県の太平洋沖合海域の結果を中心として御報告させていただきます。</p> <p>本事業につきましては、昭和58年度から全国の原子力発電所沖合海域を対象といたしまして、漁場の安全に寄与することを目的として、環境放射能の基礎的データを得るために始められた事業でございます。調査対象につきましては、平成3年度からは核燃料サイクル施設の沖合、平成15年度からは東通原子力発電所の沖合海域を対象にいたしまして、調査をしております。そちらで海生生物、海水、海底土を中心とした環境放射能の調査を事業として継続実施しております。</p> <p>本日は直近の調査結果となります、昨年度の内容につきまして、実際の事業を受託して実施してまいりました、公益財団法人海洋生物環境研究所より具体的に説明させていただきます。</p> <p>なお、本事業は来年度も継続して実施していくことを予定しておりますので、青森県の皆様におかれましては、今後とも御協力、御指導のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p><b>海洋生物 環境研究所</b> 小林主幹研究員</p>	<p>海洋生物環境研究所の小林です。よろしく申し上げます。</p> <p>お手元の参考資料1を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。本資料は令和4年度原子力施設等防災対策等委託費、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業のうち、青森県関係の部分の抜粋したものになります。令和4年度の調査結果を総括しますと、扱っている海産生物、海底土、海水試料のいずれも、令和3年度と同程度の放射能濃度であり、問題となる放射能濃度は一切検出されませんでした。本事業は令和5年度も弊所が原子力規制庁様の委託を受け、当該の海洋放射能調査を計画通り進めているところでございます。</p>



発言者等	発言内容等
	<p>まず1ページ目を御覧ください。本事業の内容について簡単に記載しております。本事業の目的としては先ほど規制庁様から説明ありましたとおり、原子力施設等沖合海域の主要漁場を対象として、環境試料中の放射性核種の現状把握を行い、漁場の安全を確認するということが目的となっております。</p> <p>続きまして2ページ目を御覧ください。青森県に関する海底土試料及び海水試料の採取点を示しております。図1は、原子力発電所等周辺海域のうち、青森海域の4測点を示しております。図2は、原子燃料サイクル施設沖合海域における22測点を示しております。この22測点のうち北側の16測点は平成3年度より、南側に位置する岩手県沖の6測点については、平成19年度より継続してモニタリングを行っております。本会議では、青森県に關係する以上の2海域を当該海域と表現して説明を進めます。また、説明中に事故としておりますのは、東電福島第一原子力発電所事故を指しておりますので併せて御留意いただければと思います。</p> <p>3ページ目を御覧ください。分析の対象とした放射性核種と試料について表で示しています。この表の中で、特に、放射性セシウムの結果を中心に今回は御説明いたします。</p> <p>4ページ以降には実際の調査方法について示しております。では、結果についてです。</p> <p>まず、海産生物の試料の結果になります。</p> <p>8ページ目を御覧ください。表4は、全国の原子力発電所等周辺海域で採取した海産生物試料の肉部に含まれる放射性核種の放射能濃度の範囲を示したものです。令和4年度のセシウム-137の放射能濃度の範囲は0.051から0.78 Bq/kg 生鮮物で、このうち、福島第二海域と茨城海域で事故前の分布の範囲をわずかに上回りました。</p> <p>9ページ目の表5と10ページ目の表6に当該海域の結果を示しております。令和4年度のセシウム-137の放射能濃度の範囲は0.032から0.20 Bq/kg 生鮮物で、事故前の分布範囲をわずかに超えるものもありましたが、最大値の0.20でも、国の定める基準値である100 Bq/kg 生鮮物のおおむね500分の1でした。その他、イカタコ類については表4から6、エビ類については表4にまとめており、いずれも事故前の分布範囲内でした。</p> <p>続きまして、海底土試料の結果です。資料の14、15ページ目を御覧ください。表7は、全国の原子力発電所等周辺海域で採取した海底土試料に含まれる放射性核種の放射能濃度範囲を示したものです。令和4年度のセシウム-137の放射能濃度の範囲はNDか</p>

発言者等	発言内容等
	<p>ら 39 Bq/kg 乾燥土の範囲で、福島、茨城等で事故前の分布範囲を上回ることもありました。表 8、表 9 に当該海域の結果を示しております。令和 4 年度のセシウム-137 放射能濃度の範囲が ND から 5.9 Bq/kg 乾燥土であり、全ての試料で事故前の分布範囲内でした。また、ストロンチウム-90 とプルトニウム-239+240 についても、事故前の分布範囲内でした。</p> <p>最後に、海水試料の結果です。資料の 18 ページ目を御覧ください。表 10 は、全国の原子力発電所等周辺海域で採取した海水試料に含まれる放射性核種の放射能濃度範囲を示したものです。令和 4 年度のセシウム-137 の放射能濃度の範囲は表層水で 1.2 から 3.0 mBq/L、下層水で 0.48 から 2.1 mBq/L でした。このうち、福島第一海域と福島第二海域が事故前の分布範囲をわずかに上回りましたが、ほぼ事故前の濃度でした。資料 19 ページ、20 ページ目を御覧ください。表 11、表 12 に当該海域の結果を示しております。セシウム-134 については表層水、下層水とも、全ての試料で検出下限値未満でした。セシウム-137 については、表層水で 0.90 から 2.1 mBq/L、下層水で ND から 2.1 mBq/L であり、表層水でわずかに事故前の分布範囲を超えている試料がありましたが、その他は全ての試料で、事故前の分布範囲内でした。プルトニウム-239+240 については、表層水で ND から 0.0058 mBq/L、下層水で ND から 0.024 mBq/L であり、全ての試料で事故前の分布範囲内でした。トリチウムの濃度範囲は、表層水で ND から 0.25 Bq/L、下層水で ND から 0.18 Bq/L であり、全ての試料で事故前の分布範囲内でした。また、ストロンチウム-90 についても表層水で 0.38 から 0.96 mBq/L、下層水で ND から 0.86 mBq/L であり、全ての試料で、事故前の分布範囲内でした。</p> <p>各試料の個別の詳細データは、27 ページ以降の資料に記載していますので、あわせて御参照いただきますと幸いです。</p> <p>また、本事業の結果について、青森県及び各事業者が実施している原子力施設等周辺海域の環境放射能モニタリングの結果とも比較検討しましたが、放射能濃度の範囲等で逸脱するような事例はございませんでした。</p> <p>最後にこの事業を実施するに当たって、青森県はもとより、多くの地方自治体及び漁業協同組合の皆様に御協力や御指導をいただいております。この場を借りて、感謝いたしますとともに、今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上、私からの報告を終わります。</p>

発言者等	発言内容等
議長	<p>それでは、続きまして、原子燃料サイクル事業の現在の状況、東通原子力発電所の現在の状況、リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況のそれぞれについて、各事業者から順次、説明をお願いいたします。</p>
日本原燃(株) 大柿副社長	<p>日本原燃の大柿でございます。</p> <p>参考資料2、原子燃料サイクル事業の現在の状況について御説明いたします。</p> <p>1 ページを御覧ください。まず、新規制基準等への対応状況です。</p> <p>ウラン濃縮事業では生産運転再開に向けました、使用前事業者検査を7月30日に完了いたしまして原子力規制庁による使用前検査及び使用前確認を経て8月25日にRE2-A 初期導入分の生産運転を再開いたしました。増設分75tSWUは令和6年3月に運転開始予定です。</p> <p>低レベル放射性廃棄物埋設事業では、3号埋設施設を令和6年度に操業開始予定です。</p> <p>高レベル放射性廃棄物管理事業では、新規制基準に係る設計及び工事の計画に係る認可、以下、設工認と略しますけれども、この申請を再処理事業の第2回申請と併せまして、昨年12月に提出し、現在、原子力規制委員会において審査中です。再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正に伴い、震源を特定せず策定する地震動に標準応答スペクトルを取り入れたことによる事業変更許可申請の補正書を6月29日及び8月2日に提出し、審査中です。</p> <p>再処理事業では、新規制基準に係る設工認を2分割で申請することとしまして第1回申請は、昨年12月21日に認可をいただきました。第2回申請は昨年12月26日に提出し審査中です。次のポツの事業変更許可申請の補正書提出は、先ほどの説明と同様であります。</p> <p>MOX 燃料加工事業では、新規制基準に係る設工認を4分割で申請する予定であり、第1回申請は昨年9月に認可をいただきました。第2回申請は2月28日に提出し審査中です。次のポツの補正の提出は先ほどと同様です。</p> <p>次に、各事業の状況について御説明いたします。</p> <p>ウラン濃縮事業は初期導入分の生産運転を8月25日に再開しております。</p> <p>続いて2ページに参ります。</p>

発言者等	発言内容等
	<p>低レベル放射性廃棄物埋設事業の4月から7月末までの実績として受け入れ本数は0本であり、埋設本数は1号及び2号の合計で、1,664本でした。</p> <p>高レベル放射性廃棄物管理事業の受け入れ本数及び管理本数は0本でした。</p> <p>再処理事業の本体工事の進捗率は、安全性向上対策工事も含めまして約99%、アクティブ試験の総合進捗率は約96%です。</p> <p>使用済燃料受入れ量及び再処理量はいずれも0トンです。</p> <p>次に(4)として、再処理工場前処理建屋セル内の照明全消灯に伴うIAEA査察カメラによる監視の一時中断について御説明いたします。1月28日、再処理工場の前処理建屋内の燃料供給Aセルで照明が全て消灯し、IAEAの査察カメラによる使用済燃料の移動に関する監視が約2時間中断いたしました。本事象の原因及び再発防止策を取りまとめ、3月22日に原子力規制委員会に報告書を提出しましたが、4月14日の原子力規制委員会と当社経営層による意見交換において、報告書の再提出を求められたことから、原因の深掘りを重ねて、再発防止対策の有効性を評価分析する記載などを見直しているところでございます。なお、保障措置設備の管理基準の明確化や、保障措置に影響する作業に際して必要な防護措置がとられていることを、工場長が毎日確認する等の再発防止対策を実施しております。</p> <p>MOX燃料加工事業の工事の進捗率は約12.3%です。</p> <p>3ページに参ります。最後に7トラブル等一覧について御説明いたします。</p> <p>まず、再処理工場、高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽の安全冷却機能の一時喪失です。事象は昨年7月2日、高レベル廃液ガラス固化建屋にある供給液槽Bにおいて、通常はA、Bの2系列の安全冷却水系にて冷却していますが、A系列が安全性向上対策工事のため計画停止中の状況下において、運転中であるB系列の仕切弁が閉止されことから、安全冷却機能が喪失したものです。これにより、供給液槽Bの廃液温度は約25℃から最大で約32℃まで穏やかに上昇しましたが、警報設定値の70℃より低い値でした。本事象による環境への影響はございません。対応として、昨年7月8日、法令報告に該当すると判断し、原子力規制委員会、青森県並びに六ヶ所村に報告し、7月19日に原因と対策を報告いたしました。さらに、問題点の整理や対策の記載を拡充した補正書を、昨年9月5日に提出しております。運転管理、設備管理、作業管理の各原因を踏まえ、弁の施錠管理や識別表示等の</p>

発言者等	発言内容等
	<p>再発防止策を昨年12月末までに実施いたしました。また、根本原因分析を踏まえた業務プロセスの改善等の対策を、本年6月上旬までに実施し、実施状況について取りまとめた報告書を、6月4日に青森県並びに六ヶ所村に提出いたしました。</p> <p>次に、ウラン濃縮工場の管理区域内における排気用モニタの故障です。事象は、1月12日、2台ある排気用モニタのうち1台の故障が発生したものです。残りの排気用モニタは正常であること及びモニタリングポストの値に変化はなく、環境への影響はないことを確認しております。原因は、溶接機の運転に伴うノイズの影響による誤警報と推定いたしました。対応として、電源ケーブルのルートを変更したときは、その都度、ノイズチェックを実施することとし、ノイズを確認した場合は、ケーブルにノイズ低減シートを巻く等の対策を実施いたします。</p> <p>次に、再処理事業所内管理区域外における車両からの火災の発生です。1月28日、再処理事業所内の新消防建屋付近において、消防車の使用前点検のため、暖機運転を行ったところ、エンジン部より発煙と出火を確認しました。直ちに、消火器による初期消火を試みるとともに、公設消防に通報しました。公設消防も消火活動を実施し、鎮火が確認されました。本事象による周辺環境への影響はなく、負傷者はありません。火災の原因は、エンジンのピストンから漏れ出る、ブローバイガスに含まれる水分がブローバイガス還元装置内で結露凍結したことで、エンジンオイルが漏れ出し、高温の排ガスラインに触れて発火したものと推定いたしました。対応として、ブローバイガス還元装置内に水が残らないようにするため、運転手常駐のもと、十分暖機運転を行うとともに、冬季は週に1回、30分程度の走行を行うこと、ブローバイガス還元装置内の水分の有無の確認を月に1回行うことといたしました。</p> <p>4ページに参ります。次に、濃縮埋設事業所内管理区域外における軽油タンク移送配管からの軽油の漏えいです。事象は、3月20日、濃縮埋設事業所において、屋外の軽油タンク移送配管から軽油が堰内に漏えいしていたものです。応急措置として、滴下箇所吸着マット等を設置するとともに、当該移送配管を隔離し、軽油の滴下が止まったことを確認しております。漏えい量は約0.25リットルです。本事象による環境影響はございません。漏えいの原因は、当該移送配管と配管サポートの間に、雨水や雪解け水が入り込んで錆が発生し腐食が進んでピンホールが発生したことにより、軽油の漏えいに至ったと推定しております。対応とし</p>

発言者等	発言内容等
	<p>て、当該移送配管及びその同系統で錆が進行していた配管を交換いたしました。また、屋外に露出している全ての配管及びピット内配管について、外観点検を行い、劣化状況を踏まえて保修等を実施いたしました。</p> <p>最後に、ウラン濃縮工場、ウラン濃縮建屋管理区域内における水の漏えいです。事象は4月13日、ウラン濃縮建屋の1階モニタエリアにおいて、手洗廃水配管溝から水があふれていたものです。事象発生後、放射性物質を含まない水の漏えいであることを確認し、速やかに漏えいを停止させました。漏えい量は約1,000リットルと推定しております。本事象による環境への影響はございません。原因は、電気温水器へ水を供給するため、補給水配管元弁を開けた際、本来、閉であるべき電気温水器の配管の水抜き弁が開となっていたことで、漏えいしたものと推定しております。当該水抜き弁が開となっており、これに気付かなかった原因は、当該水抜き弁が動作しやすい構造で、何らかの弾みで接触しても、その自覚が持てない状況であったことなど、資料に記載の5点であります。対応として、当該水抜き弁を図面に記載し、所掌部署を明確にすることで、設備管理を是正いたしました。当該水抜き弁が開となっており、これに気づけなかったことの対策としては、①弁のハンドル部分を取り外すこと②点検後の系統確認の対象とすること、並びに③から⑤に示します、周知教育及びマニュアルへの反映を行っております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p><b>東北電力(株)</b> 原子力本部 青木原子力部長</p>	<p>東北電力の青木でございます。</p> <p>続きまして、参考資料の3に基づきまして、東通原子力発電所の現在の状況について御説明をさせていただきます。</p> <p>参考資料3を御覧ください。まず、1 運転状況、2 電気出力でございますけれども、震災前の、平成23年2月6日より、東通発電所第4回定期事業者検査中でございます。従いまして、発電実績はなしとなっております。</p> <p>続きまして、3 その他ですけれども、最初に東通原子力発電所1号機における新規制基準適合性審査の状況について説明をさせていただきます。</p> <p>平成26年6月の申請以降、審査会合、原子力規制委員会により審査会合は43回開催をされております。これまでに、発電所敷地内及び敷地周辺の断層の活動性に関わる当社の考え方、説明内容につきましては概ね妥当な検討がなされているという評価を</p>

発言者等	発言内容等
	<p>           いただいております。現在は主に基準地震動、基準津波についての審査が行われております。2つ目のポツのところになりますけれども、基準津波につきましては、昨年、令和4年9月2日の審査会合におきまして、海底地滑りによって発生する津波、それと地震によって発生する津波と、この海底地滑りによって発生する津波の組合せこれの評価につきまして審議をされております。参考資料の4ページ目をちょっと御覧いただきたいと思えます。4ページ目、右上、別紙2と記載をしておりますけれども、基準津波の審査について図で記載をしております。この4ページの図でいきますと、一番右側のところにねずみ色の色で塗った四角がございますけれども海底地滑りと記載をしております。この審査とそれから真ん中の少し下のところに地震に起因する津波と地震以外に起因する津波の組合せと記載をしております。現在、この組合せの津波のところを主に審査をしている状況でございます。また、1ページに戻っていただきたいと思えます。この、海底地滑りに起因する津波につきましては、原子力規制委員会の了解が得られておりますが、一方、地震に起因する津波と海底地滑りに起因する津波の組み合わせ、これにつきましては、地震による津波と海底地滑りに起因する津波を組合せた津波の方が、地震単独による津波単体よりも津波高さは低くなります、ということで当社は説明をいたしました。その理由について、追加の説明、それから津波の組合せを評価する手法について再評価が必要というコメントがございまして、その時には継続審議となりました。今年、令和5年8月4日の審査会合におきまして、当社としまして評価方針をまた変えまして、この説明をし、方針としては了承されましたので、今後、この評価方針に基づいて、組み合わせ津波の高さを評価して審査で説明をしております。さらに、この結果を踏まえて、基準津波、設計の基準となる津波の高さ、これを策定していく予定でございます。         </p> <p>           続きまして、3つ目のポツのところでございますけれども、基準地震動についてでございます。基準地震動につきましては、昨年、令和4年10月7日の審査会合におきまして震源を特定せずに策定する地震動、この内の全国共通で考慮すべき地震動、それと地域性を考慮する地震動の評価について審議をされております。この地震動の評価につきましても、3ページ目のところに、ページ右上、別紙1と記載をしておりますけれども、審査のやり方について記載をしております。この、3ページの図の中でねずみ色に塗った部分が、おおむね妥当だというふうに評価されている部分         </p>

発言者等	発言内容等
	<p>           でございます、この右側の少し下の方に震源を特定せず策定する地震動というのを記載しております。ここに全国共通に考慮すべき地震動と、地域性を考慮する地震動の2つございますけれども、このところについて、このときに審査を受けたというところでございます。また、1ページに戻っていただきたいと思えます。この中で、全国共通で考慮すべき地震動につきましては、地震動を入力する位置、深さでございますけれども、これについて再検討を求められました。また、地域性を考慮する地震動につきましては、岩手宮城内陸地震というものがございまして、これに関して、当社といたしましては、この地震はあらかじめ規模を想定できる地震であって、震源を特定せず策定する地震動から除外できる、というふうに説明をいたしましたが、規制委員会の方からは規模を想定できない地震であって、震源を特定しない地震動として検討対象とすべき、というコメントがありまして継続審議となりました。今年、令和5年5月19日の審査会合におきまして、私どもといたしましても、規制委員会の指摘を踏まえまして、震源を特定しない地震動として評価をするということで評価をいたしましてその結果を説明し、概ね了承をされております。また、全国共通に考慮すべき地震動につきましては、地震動を入力する位置、地盤の深さですけれども、これを地盤モデルの一番深い部分としておりましたけれども、より浅い位置に地震動を入力した場合の結果も踏まえるべき、というコメントがありまして、継続審議となりました。         </p> <p>           これにつきましては、今年、令和5年8月4日の審査会合におきまして、より浅い位置での地震動の評価結果を示しまして、概ね、了解をされております。これで、震源を特定せず策定する地震動は概ね妥当な検討がなされているという評価をいただいております。この結果、先ほどの3ページ、別紙1の図に示すように、後ろで残っている部分が、まだ妥当だと言われてない部分になりますけれども、これは、昨年3月16日の福島県沖地震を反映した評価について説明をします、ということにしておりますけれども、こちらの説明がまだ終わっていない、ということで、これが了承されれば、基準地震動の策定等に進む予定でございます。         </p> <p>           続きまして、2ページ目を御覧いただきたいと思えます。令和4年9月30日の女川原子力発電所審査会合の資料、特重施設位置付近の地質及び地質構造におきまして、そのボーリングのコアの写真の添付誤りがあったということを踏まえまして、令和4年12月16日の審査会合及び令和5年2月10日の審査会合におきまして、         </p>



発言者等	発言内容等
	<p>審査資料の品質確保について審議され、当社からは、審査資料の同種の誤りの確認結果、それから経緯、発生原因、原子力品質マネジメントシステムに基づいた改善措置活動について説明をいたしました。規制委員会からは今後、一次データの取り扱いについて十分留意をすること、PDCAを回して継続的な審査資料の品質向上に取り組み、正しいデータを審査に提示するようというコメントがありましたが、概ね妥当というふうに総括をされております。また、審査スケジュールにつきましては、令和4年12月16日の審査会合におきまして令和4年9月以降の当社における検討状況及び令和5年度の6月までの今後の審査予定について審議説明をしております。原子力規制委員会からは御理解をいただき、今後時間を要する項目等を考慮し、優先順位を決めて調整していくようコメントがありました。今後も引き続き、基準地震動及び基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。</p> <p>最後に、東通原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について御報告いたします。当社は原子力災害対策特別措置法に基づきまして、青森県知事及び東通村長との協議を経まして、東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画を修正し、令和5年3月30日に内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出を行っております。今回の届け出の主な内容でございますけれども、原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策時における医療体制の充実を図るため、発電所構内の医療活動につきまして、公益財団法人原子力安全研究協会を含む、医療関係団体と連携して対応するという旨を追記したものでございます。</p> <p>当社からの説明は以上でございます。</p>
<p><b>リサイクル 燃料貯蔵(株)</b> 赤坂センター長</p>	<p>リサイクル燃料備蓄センター長の赤坂です。よろしく申し上げます。</p> <p>参考資料4について、資料に基づき御説明させていただきます。1 新規制基準への対応状況です。事業変更許可の記載がございますが、新規制基準としての事業変更許可は、令和2年11月に許可をいただいております。その後の事業変更許可としての記載が、ここに記載しているものです。他社さん同様、震源を特定せず策定する基準地震動の追加に係る記載となります。令和4年1月に事業変更許可申請を行い、今年2月に許可をいただいております。</p> <p>2つ目の「設計及び工事の計画の変更認可」、いわゆる設工認といわれるものですが、先ほど申した基準地震動の追加に係る件に</p>

発言者等	発言内容等
	<p>ついて、手続きを行っております。許可後の本年、3月に変更認可申請を行い、6月に認可をいただいております。保安規定の変更認可について、でございますが、これは新規制基準対応したものです。昨年令和4年12月に変更認可申請を行い、その後補正申請を2回実施し、現在も審査が継続されている状況でございます。</p> <p>最後に、原子力事業者防災業務計画になります。他社さん同様、年に一度の見直しを行うことになってございまして、青森県様、むつ市様との事前協議を踏まえ、令和5年3月に届け出を行っております。変更したものはですね、記載の適正化に係るものが、主なものになります。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、それぞれ説明のあった、その他の4項目につきまして、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
恩田委員	<p>筑波大の恩田です。学識経験者として来させていただいておりますので、以前にも申し上げましたけれども、参考資料3 東北電力さんのこのドキュメントが非常にわかりにくいですね。口頭で御説明いただいた内容では比較的わかりやすかったんですが、3ポツのうちの基準地震動についてですね、この文章について、ドキュメント中では、令和4年10月のことについて説明があったように見受けられたんですが、その下の③全国共通事項を考慮すべき地震と、以下の文章、ものすごく文章が長くて、全くわかりません。</p> <p>これを見ると、そのコメントがあって、継続審議となりと、書いてあって、そして、また、これ、見出しには4年10月7日の審査会合であったはずにもかかわらず、5年の話があって、そして、結果として、当社評価が了承されましたと書いてあるわけですよ。口頭で御説明されたときには、これは対策をして再検討して了承された、というような御説明だったと思います。さらにですね、これ以前も申し上げましたが、言葉の使い方が、おかしい、これ、主張していませんじゃなくて、御説明のように説明していました、これはニュートラルに言うべきであります。</p> <p>そこで一応確認しますが、今の点、この文章が正しいのか、御説明が正しいのか、どちらでしょう。</p>
東北電力(株) 原子力本部	<p>東北電力の青木でございます。</p> <p>まず、最初に、御指摘いただきましたように、資料が大変わか</p>

発言者等	発言内容等
青木原子力部長	<p>りにくいということで大変申し訳ございません。</p> <p>ただいまの御質問でございますけれども、これは私どもの方から主張ではなくて、説明をさせていただいたということでございます。原子力規制委員会の審査会合の中で、説明をしたということでございます。</p>
恩田委員	<p>5年の5月19日、冒頭での御説明では、その以前の御指摘に対応して、新たに資料を出されたとありますが、この文章を見るとそのようなことが読み取れませんが、どちらが正しいでしょうか。</p>
東北電力(株) 原子力本部 青木原子力部長	<p>申し訳ございません。説明の方が正しくて、規制委員会のコメントに対して、そのとおりに対応して、説明をして了承されたというものでございます。</p>
恩田委員	<p>以前、申し上げましたが、事業者として今審査をいただいた状況ですので、やはり会社として、きちっとした文書を作る体制をやっぱり作っていただくことが大前提だと思いますので、この辺りは本当によろしくお願いします。</p>
東北電力(株) 原子力本部 青木原子力部長	<p>大変申し訳ございませんでした。</p> <p>次回以降、わかりやすい文章を正しく記載するように努めてまいります。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい、それでは他にございませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
久松委員	<p>原燃さんの資料ですね、2ページ目5ポツの(4)のIAEAの査察カメラの件なんですが、これの書きぶりと7トラブル等一覧の書きぶりと、これが、えらく違っておまして、ちょっと、この5ポツの書き方ですと、中身が全然よくわからないんですね。これは何か理由がございますか、書きぶりを変えたというのは。</p>
日本原燃(株) 大柿副社長	<p>日本原燃の大柿でございます。</p> <p>御指摘の点についてはですね、特に、意識して変えたのではないんですけれども、実は、この資料においては、県及びに六ヶ所村と結んでおります、トラブル等対応要領に基づく、いわゆるA情報B情報について、トラブル等一覧として一様に整理し、それ以外であっても、皆様に御報告すべきということで、この2ページの(4)の事象をここで記載したものですけれども、特に記載ぶり</p>

発言者等	発言内容等
	<p>を意図的に変えたつもりではございませんので、指摘のとおり、確かに、ちょっと原因ですとか、対策内容がわからなくなっているところについては申し訳ないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>久松委員</b></p>	<p>とりあえず、最初に考えたのが、この機微情報が大変含まれていそうな話ですので、その辺かなと思ったのですが、そうじゃないということであればですね、ぜひ、7トラブル等一覧と同じような形で書いたものを、次回以降、原子力規制庁との確認作業が終わった段階になるのかと思いますが、そういう機会を捉え、出していただければと思います。</p>
<p><b>日本原燃(株) 大柿副社長</b></p>	<p>日本原燃の大柿でございます。</p> <p>はい、御指摘のとおりですね、最終的な報告書を提出し、受理されたことを踏まえてですね、改めて、御説明したいと考えております。</p>
<p><b>議長</b></p>	<p>他にございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、その他の4項目につきましては、以上にさせていただきまして、最後、全体をとおして御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これで本会議の審議事項は全て終了いたしましたので、本日の会議を終了いたします。</p> <p>委員の方々の御協力に対しまして改めて、感謝申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p><b>司会</b></p>	<p>以上をもちまして、令和5年度青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議合同会議を閉会いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>